

8 川 情 個 第 2 6 号
令和 8 年 1 0 月 8 日

川崎市長 福 田 紀 彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 板 垣 勝 彦

公文書開示請求に対する拒否処分に係る審査請求について（答申）

令和 7 年 1 2 月 1 7 日付け 7 川総コ第 1 2 4 号で諮問のありました、公文書開示請求に対する開示拒否処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部
行政情報課情報公開担当

電話 0 4 4 - 2 0 0 - 2 1 0 8

【317号】

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った審査請求人の公文書開示請求に対する拒否処分を取り消し、開示請求に係る対象公文書のうち「変数名」欄及び「変数ラベル」欄（ただし、個票データに付された部分を除く。）を開示すべきである。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和7年4月24日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、「令和2年度、及び令和6年度の『川崎市子ども・若者調査報告書』について、集計前の元データ（個票データ）。加えてデータラベル。」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る文書を令和2年度及び令和6年度の「川崎市子ども・若者調査報告書」についての集計前の元データ（個票データ）及びデータラベル（以下「本件対象公文書」という。）と特定し、条例第8条第4号に該当することを理由に、令和7年5月12日付けで拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。なお、審査請求人は「元データ（個票データ）」と記載し、実施機関においても、「個票データ」又は「ローデータ」などと記載が変遷するところ、これは個票データのことを指すものと解されるので、本答申では、「個票データ」と表記する。
- (3) 審査請求人は、令和7年5月28日付け審査請求書で、本件処分の取消し、及び可能な限り広範な開示を求めて、審査請求を行った（当審査会諮問第317号事件）。

3 審査請求人の主張要旨

令和7年5月28日付け審査請求書によれば、本件処分に関する審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件処分の理由として、「本調査は、開示（公表）を前提としておらず、調査対象者に『目的外で利用しない』、『個々の調査票を公表することはない』旨を示した上で回答をいただいております。開示することにより、本調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」としているが、市が保有する文書やデータを開示請求に従って開示することは、「目的外利用」には当たらない。市が想定する「目的外利用」が個人情報にあるのだとすれば、個人が特定されうる情報を黒塗りにして開示すればよい。市は内部で保有するあらゆる情報について開示請求を受けることが想定され、条例で公開の在り方を定めている。市がアンケート依頼文に「集計を再委託したり、開示請求を受けたりした場合はこの限りではない」という説明を入れておかなかったのは単純に市の落ち度であり、開示を拒否する理由にはならない。このため、市は回答者に開示請求があった場合の対応を改めて説明し、理解を得た上で公開に向けて事務を進めるべきである。また、実施機関は、開示にあたっては、条例第8条第1号の「個人に関する情報」に該当するかを検

【317号】

討すべきであるが、拒否通知では条例第8条第1号が理由として記載されておらず、検討すらされていない可能性が高く、この点も不当である。

- (2) 条例の前文に書かれている「一層開かれた市政の実現」のためには、市が持つ情報は原則として公開すべきであり、アンケートの元データの公開は、「市による分析が正しく行われているか」、「改竄等がされていないか」を市民の目で検証するだけでなく、EBPMの観点から市議会議員を含む市民による政策提案に生かすためにも重要なことである。アンケート依頼文のような市が作成する任意の文書と、議会の審議を経て決した条例では、条例が優先されるべきである。もし、アンケート依頼文の注意書きによって条例の趣旨が事実上、「上書き」できてしまうのだとすれば、条例は死文化したのと同義であり、そのような裁量的行政は許されてはならない。よって「依頼文に書いてあるから、開示請求を拒否できる」との判断は不当である。
- (3) 市が開示拒否の根拠とした条例第8条第4号について、市が作成している「情報公開ハンドブック（令和5年度改訂版）」（以下「ハンドブック」という。）では、「『適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの』に該当するかどうかを判断するに当たっては、『支障』の程度は名目的なものでは足りず実質的なものであることが要求されること、また、『おそれ』の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されるものであることに注意する必要がある。」と説明されている。市が請求人に交付した拒否通知書には、市民がアンケートに協力しなくなる蓋然性に関する具体的な説明はなく、不当である。一方で、市は近年、オープンデータの観点から、アンケート回答の元データをホームページに掲載する取り組みを進めており、直近で行われた別のアンケートにおいては、「個人が特定できるような形で公表することはない」と注釈を加えた上で、元データを全てホームページに掲載している。当該アンケートの公開姿勢と本件処分は、同じ川崎市の決定として明らかに矛盾しており、行政運営の一貫性、安定性に疑問符が付く結果となっている。

4 実施機関の主張要旨

令和7年8月14日付け弁明書によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本調査において個票データを公開しないこととした理由

ア 調査内容に基づく保護の必要性

本調査は、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」策定の際の基礎資料とすることを目的として実施するもので、調査項目には、「家族構成」、「子の障害の有無」、「世帯収入」等の個人に対し事実の報告を求める「事実の報告」に関する項目と、「子育てに関する悩み」、「生活に関する悩み」、「自身（子どもや保護者）に関する悩み」等の「意識等」に関する項目により構成されている。「意識等」に関する事項においては個人の主義や価値観を反映した回答内容となるものも含まれ、「事実の報告」に関する項目の回答と組み合わせる

【317号】

ことによって個人を特定し、回答者の思想、主義や価値観を把握される可能性について、回答者が不安に思うおそれもあることから、本調査に真実を回答してもらうためには、回答項目全体が適切に保護され、公にされないことが保障されていることが重要である。

イ 統計法の規定に基づく利用制限

本調査の一部は、「事実の報告」に関するものであるため、統計法第2条第5項に規定する「統計調査」及び同条第7項に規定する「一般統計調査」に該当することから、同法第24条第1項の規定に基づく届出を行っている。同法第40条第1項では、「この法律又は当該指定地方公共団体の条例に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、または提供してはならない。」と規定していることから、法令の規定により公にできないと認められる情報として、条例第8条第6号の規定に基づき、本調査のうち、「事実の報告」に係る「統計調査」に該当する項目については、公文書開示請求に対しても、開示することができない。

ウ 条例第8条第1号の規定に基づく開示制限

条例第8条第1号では、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」が記録されている場合、開示義務から除かれることが規定されており、ハンドブックでは、例として「カルテ、反省文など、それ自体に氏名等の記載がなく個人識別性がない場合であっても、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報であるとき」が挙げられている。本調査では、個人の思想、主義や価値観に関する設問もあり、それらの中には、開示することが適当でない項目も含まれている。

(2) 条例第8条第4号「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の該当性

本調査については、統計法や条例の規定により不開示とするような、個人の権利利益の保護の観点から重要な情報を多く含むものであるため、調査項目の全体を保護する必要があるとの考えに基づき、個票データは公開しないこととして、調査対象者に「目的外で利用しない」、「個々の調査票を公表することはない」旨を示した上で実施したものである。そのため、回答者は、個票データが公開されないことを前提に、個人の主義や価値観に関する事項についても真摯に回答しているものと考えられる。回答者にとって個票データの開示は、調査実施時において想定されていなかったものであり、調査主体である本市と回答者との信頼関係が損なわれることになる。また、今後類似の調査を実施する場合、個票データが公表されることを懸念する調査対象者が調査への協力を拒否し、回答率が減少したり、虚偽の回答をしたりする可能性が否定できず、ひいては調査により得られた結果に疑義が生ずることになり、正確な調査の実施や、調査結果を踏まえた子ども・若者施策の企画・立案及び実施の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

5 審査会の判断

(1) 条例第8条第4号柱書該当箇所について

条例第8条は、「実施機関は、開示請求があったときは、……次の各号に掲げる情報……が記録されている場合を除き、……当該公文書を開示しなければならない。」と定め、第4号柱書は、「市の機関……が行う事務又は事業に関する情報……であつて、公にすることにより、……当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を掲げている。

本件対象公文書は、実施機関が令和2年度及び令和6年度に実施した「川崎市子ども・若者調査」の回答者の個票データ及びその変数ラベル一覧であり、調査項目は、個人に対し事実の報告を求める「事実の報告」に関する項目と、思想や感情その他の内面的意識の把握を専らの目的とする「意識等」に関する項目により構成されている。

「事実の報告」に関する項目には「家族構成」、「子の障害の有無」、「世帯収入」、「保護者の最終学歴・就労状況」等が、「意識等」に関する項目には「子育てに関する悩み」、「生活に関する悩み」、「自身（子どもや保護者）に関する悩み」、「最近の精神状態」等がある。

これらの個票データは個人の権利利益の保護の観点から重要な情報を多く含むものであり、また、「居住区」、「居住年数」、「世帯人数」、「子どもの性別」等の質問項目に対する回答も含まれていることから、これらを組み合わせることによって、個人が特定されたり、各回答者の思想、主義や価値観が把握される可能性がある。そのため、実施機関は、調査対象者に「目的外で利用しない」「個々の調査票を公表することはない」旨を示した上でアンケートを実施しており、回答者は、個票データが公開されないことを前提に、個人の主義や価値観に関する事項についても真摯に回答していると考えられる。

したがって、回答者の個票データを開示することは、調査実施時には回答者において想定されていなかったものであり、開示すれば、実施機関と回答者との信頼関係が損なわれることになり、今後類似の調査を実施する場合、回答内容が公表されることを懸念する調査対象者が調査への協力を拒否し、回答者数(回答率)が減少したり、虚偽の回答をしたりする可能性が否定できない。その結果、調査により得られた結果に疑義が生ずることになり、正確な調査の実施や、調査結果を踏まえた子ども・若者施策の企画・立案及び実施の円滑な遂行に支障を及ぼす恐れがある。

以上より、本件対象公文書のうち、回答者の個票データを条例第8条第4号柱書に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 一方、本件対象公文書のうち、回答者の個票データを除く「変数名」及び「変数ラベル」については、実施したアンケートに一律に記載されていた内容に過ぎず、回答者の個人的な情報は含まれていないことから、開示しても、上記のような支障はないと考えられる。なお、「変数名」欄及び「変数ラベル」欄のうち、個票データに付された部分は、不開示部分と容易に区分して除くことができないこ

【317 号】

- と、その内容が、開示される「変数名」欄及び「変数ラベル」欄の内容と同一であり有意の情報が記録されていないことから、当該部分是不開示とすべきである。
- (3) その他、審査請求人が述べている主張は、いずれも当審査会の判断を左右しない。
- 以上の次第で、前記 1 に記載の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委 員	板 垣 勝 彦
委 員	田 所 美 佳
委 員	本 間 春 代
委 員	吉 岡 郁 美